

## 求人情報発信支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1 県内の中小企業者等の人材確保を図るため、中小企業者等が県内求人に際し大手就職情報サイトを平成23年度東北地方太平洋沖地震及び津波発生以降初めて利用する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者若しくは同項第3号に規定する中小企業者と同規模の医療法人、学校法人又は社会福祉法人で、県内に事務所又は事業所を有する者をいう。
- (2) 県内求人 本社が県内にある中小企業者等の場合は就業場所が県内を含む求人とし、本社が県外にある中小企業者等の場合は就業場所を県内に限定した求人をいう。
- (3) 大手就職情報サイト 就職情報提供及び企業の人材確保等を目的として開設されたサイトで、前年の登録者数が概ね25万人以上のものをいう。

### (補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。

### (補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 第3の別表第1に掲げる事業区分相互間におけるいずれか低い額の20パーセントを超える増減
- (2) 補助事業の内容の著しい変更

### (申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

### (立入検査等)

第6 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(書類の整備等)

第7 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第8 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第6号）により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第9 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成27年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月24日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

別表第1（第3関係）

経 費		補助額
項目	内容	
1 基本経費	大手就職情報サイトへの掲載料金（就職関連イベントへの参加経費（交通費・宿泊費等を除く。）及び新聞等への広告掲載経費を含む）	当該経費の2分の1に相当する額以内の額。
2 追加経費	1に加えて、次の（1）、（2）の事業を行う場合（上記1とは別の事業者を支払った経費も対象とする。） （1）ホームページ作成経費（求人情報発信を主目的としたものを対象とし、企業案内等を含むホームページ本体の作成経費、プロバイダー料、保守管理費用等の求人情報発信に直接関係しない経費は対象外とする。） （2）パンフレット作成経費（求人情報発信を主目的としたものに限る。）	当該経費の2分の1に相当する額。ただし、1件あたり40万円以下とする。

別表第2（第9関係）

条 項	提出書類及び添付書類	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	求人情報発信支援事業費補助金交付申請書（様式第1号） 事業実施計画書（様式第2号） 収支予算書（様式第3号）	1部 1部 1部	別に定める
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	求人情報発信支援事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号） <b>【変更の場合】</b> 事業実施計画書（様式第2号） 収支予算書（様式第3号）	1部 1部 1部	当該事業の変更（中止、廃止）を行う日の15日前まで
規則第13条第1項の規定による書類	求人情報発信支援事業費補助金請求書（様式第5号） 事業実施報告書（様式第2号） 収支決算書（様式第3号）	1部 1部 1部	当該事業を完了した日（規則第6条第1項第3号に規定する事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日）から30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた年度の3月25日のいずれか早い日まで

岩手県知事 様

住 所

氏 名 印

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度求人情報発信支援事業費補助金交付申請書

年度求人情報発信支援事業費補助金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則により、下記のとおり申請します。

記

事業費総額	円
交付申請額	円
添付書類	1 事業実施計画書(様式第2号) 2 収支予算書(様式第3号)

連絡担当者

住 所	〒
所属・氏名	
連絡先	TEL FAX
E-mail	※パソコンからのメールを受信できるアドレスを記載してください。

## 年度求人情報発信支援事業実施（計画・報告）書

### 1 事業の目的

### 2 事業の概要

- ※ 活用しようとする（活用した）情報発信媒体の名称、実施（掲載）期間（時期）、数量等を記載すること。

### 3 採用（予定）人数

人

（うち就業場所が岩手県内の採用（予定）人数 人）

### 4 他の補助金の活用の有無（有・無）

- ※ 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○を付すこと。
- ※ 「有」の場合は、下記を記載すること。

補助金名	
事業内容	
補助金所管部署名等	
当該補助金に関する問合せ先	

- ※ 本書題名には、該当年度を記載するとともに、計画又は報告の該当する方を表示すること。
- ※ 事業実施計画書には、申請者の概要の分かる資料（会社案内パンフレット等）を添付すること。
- ※ 事業実施報告書には、活用した情報発信媒体の内容が分かる資料を添付すること。

年度求人情報発信支援事業収支（予算・決算）書

1 資金調達内訳

（単位：円）

区 分	金 額	備 考
自己資金等		
そ の 他		
本 補 助 金		下記2の（1）の合計額の1/2以下。かつ上限400千円。
合 計		

2 資金支出内訳

区 分	金 額	備 考
合 計		

- ※ 本書題名には、該当年度を記載するとともに、予算又は決算の該当する方を表示すること。
- ※ 備考欄には区分ごとに積算根拠を記載すること。  
 なお、欄が足りない場合は、別葉として添付すること。
- ※ 収支決算書には、支出が確認できる書類（大手就職情報サイトとの契約書や領収書、振込明細書等）の写しを添付すること。

番 号  
年 月 日

岩手県知事 様

住 所

氏 名 印

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

年度求人情報発信支援事業費補助金変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け 指令第 号で補助金の交付の決定の通知があつた求人情報発信支援事業費補助金について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、岩手県補助金交付規則により申請します。

- （1） 変更（中止・廃止）の内容
  
- （2） 変更（中止・廃止）の理由
  
- （3） 変更（中止・廃止）の年月日

注） 変更の場合は、事業実施計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）を添付すること。その際、変更前と変更後を容易に比較対照できるように、変更に係る部分について二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。そのほか、交付申請時に添付した書類に変更、追加がある場合には、その関係書類を添付すること。

番 号  
年 月 日

岩手県知事 様

住 所

氏 名 印

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度求人情報発信支援事業費補助金交付請求書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があつた  
求人情報発信支援事業費補助金に係る事業が完了したので、岩手県補助金交付規則により、  
関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

記

交 付 決 定 額	円
請 求 額	円
添 付 書 類	1 事業実施報告書(様式第2号) 2 収支決算書(様式第3号)
補 助 金 振 込 先	銀行名 銀行 支店・支所 預金種目及び口座番号 口座名義(フリカナ)



番 号  
年 月 日

岩手県知事 様

住 所

氏 名 印

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知があつた  
求人情報発信支援事業費補助金について、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |
|---|---|
| 1 補助金額 (交付契約 (変更契約がある場合は変更後) による額)              | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税仕入控除税額                   | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る<br>仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3 - 2)                              | 円 |

- (注) 1 別紙として積算の内訳を添付すること。  
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の8%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除による減額等の対象ではありません。